

* * * * *
* * * * *
* 令和 6 年 第 3 回 *
* 柏原市議会定例会 *
* 議会提出案件 *
* * * * *
* * * * *

(令和 6 年 1 0 月 2 日)

目 次

令和6年10月2日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
決議案第1号	議案第58号 財産の取得（追認）について に対する附帯決議	1

決議案第1号

議案第58号 財産の取得（追認）について に対する附帯決議

上記の議案を柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年10月2日

柏原市議会

議長 田中秀昭様

提出者	柏原市議会議員	奥山 涉	印
賛成者	柏原市議会議員	大木 留美	印
	〃	榊田 和之	印
	〃	江村 淳	印
	〃	山口 由華	印
	〃	新屋 広子	印
	〃	峯 弘之	印
	〃	梅原 壽恵	印
	〃	山本 修広	印
	〃	橋本 満夫	印
	〃	中村 保治	印
	〃	鶴田 将良	印
	〃	山下 亜緯子	印
	〃	大坪 教孝	印
	〃	乾 一	印

議案第58号 財産の取得（追認）について に対する附帯決議（案）

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき行う、財産の取得に関する議会の議決は、地方公共団体が財産を取得するための不可欠な前提条件である。しかし、今回の議会に追認の議決を求めて議案を提出されたことは、議会の持つ「議決権」を看過した、深刻な法令違反であるとともに、民主的なプロセスを踏まえない、議会制度そのものを軽視した行為であり、決して許されるものではない。

現代の行政において、法令遵守は当然の責務であるにもかかわらず、今回の事案が発生したことは重大であり、理事者には深い反省を求める。

また、柏原市議会としては、法令に違反して財産を取得した現状を決して容認できないが、苦渋の選択として今回の追認の議案を認めざるを得ない状況である。

よって、これが最後の違法事案となるよう、今後は本市の契約業務を徹底的かつ早急に見直し、二度と同様の問題が発生しないよう強く要求する。

以上、決議する。

令和6年10月2日

大阪府柏原市議会